

熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱

制定	平成17年	4月	1日	市民生活局長決裁
改正	平成22年	5月25日		地域づくり推進課長決裁
	平成22年10月	1日		地域づくり推進課長決裁
	平成24年	4月	1日	企画振興局長決裁
	平成24年	9月	1日	企画振興局長決裁
	平成26年	3月27日		企画振興局長決裁
	平成27年	3月31日		区政推進課長決裁
	令和2年	3月25日		地域活動推進課長決裁
	令和4年	3月18日		文化市民局長決裁
	令和4年	6月28日		地域活動推進課長決裁
	令和5年	3月	1日	地域活動推進課長決裁
	令和5年10月	1日		地域活動推進課長決裁
	令和7年	3月27日		文化市民局長決裁
	令和8年	7月16日		地域政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政の協働による地域づくりと住民自治を推進するため、校区の地域団体等で構成され、団体相互の連携及び調整を図り、地域課題の解決や円滑な校区運営を目的として設立された校区自治協議会に対する熊本市校区自治協議会運営補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成16年7月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会（以下、「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る経費は、補助対象団体の運営を公正かつ円滑に行うための事務等に要する経費であって、別表に定めるものとし、第6条の規定による交付決定があった年度の4月1日から翌年3月31日までに生じたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1団体につき200,000円を上限とし、予算の範囲内でこれを決定する。

2 年度の中途において新たに登録された補助対象団体の補助金の額は、前項の額を算定基礎とし、登録月以降翌3月までの月数を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 補助金は、前条の補助対象経費の範囲内で交付するものとする。

(補助金交付申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者（以下「申込者」という。）は、校区自治協議会運営補助金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 運営計画書
- (2) 予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) その他

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申込書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、校区自治協議会運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(暴力団員等の排除)

第7条 市長は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号。以下、「暴排条例」という。）第9条の規定

に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

3 市長は、補助金の交付を受けた代表者が前項各号のいずれかに該当したときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し当該代表者の住所、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(実績報告)

第8条 申込者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに校区自治協議会運営補助金実績報告書(様式第3号)(以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

(1) 運営報告書

(2) 決算書又は決算見込書

(3) その他

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査の上、補助金の確定を行う。

この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、補助金の一部又は全部の減額を行うものとする。

2 交付確定の通知は、校区自治協議会運営補助金交付確定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助金の一部又は全部の減額を行った場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知し、既に交付されたものについては、返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

2 前項の交付を受けようとする補助対象団体は、校区自治協議会運営補助金概算交付申込書(様式第5号)を市長に提出しなければならないこととする。

3 前項に規定する概算交付の申込みは、当該補助金の交付申込みと同時に、又は当該補助金の交付申込み後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申込みは、第6条の規定による補助金の交付決定があったときに効力を生じることとする。

4 市長は、第1項ただし書の規定により補助金の概算交付を決定したときは、校区自治協議会運営補助金概算交付決定通知書(様式第6号)により申込者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象団体が補助事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(オンラインによる申込み等の手続)

第12条 この補助金に関し申込者が行う次に掲げる手続は、オンライン(インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。)で行うことができることとする。

(1) 補助金の交付申込み及び概算交付申込み

(2) 実績報告

(3) その他本市が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申込者は、電子申請システム(オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。)において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、申込者の本人確認は、あらかじめ申込者に対し発行した認証ID・認証

キーを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

- 3 この補助金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申込者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

- (1) 補助金の交付決定及び概算交付決定
- (2) 補助金の額の確定
- (3) その他必要と認める手続

- 4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申込者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(補則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の事務の取扱いに関し必要な事項は、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- (検討)
- 2 この要綱の施行後3年(令和10年3月31日)を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月16日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第3条関係）

熊本市校区自治協議会運営補助金補助対象経費

	経費区分	対象経費
補助金額の50%以上の経費	報償費	校区自治協議会の事務従事者等への謝礼等
	研修費	交通費（実費）、宿泊代、研修会等の講師謝礼等
	調査費	アンケート調査費用等
	印刷製本費	資料及び広報紙等の印刷代、校区自治協議会主催・共催行事のパンフレット、印刷プログラム代等
	消耗品費	文房具等事務用品等
	通信交通費	郵便料金、会議・打合せ等への出席にかかる交通費、駐車料金等
	備品購入費	机、椅子等
	借上費	会場使用料、冷暖房費等
	課題対応費	防犯・防災、環境美化、交通安全、子育て、地域福祉、青少年健全育成等の課題解決に付随する経費

運営補助金補助対象外経費

経費区分	対象外経費
報償費	校区自治協議会の役員手当
記念品代	レクレーション・スポーツ大会等の記念品、賞品代
負担金	校区自治協議会構成団体等への再補助
飲食費	会議や集会等の弁当・茶菓子の飲食代
慶弔費	御香典
その他	営利を目的とする事業、宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動

校区自治協議会運営補助金交付申込書

年 月 日

熊本市長 (宛)

事務所の所在地

申込者 団体名

代表者住所

フリガナ
代表者

生年月日

熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1 補助事業の目的及び内容

(目的)

(内容)

2 補助対象経費

円

3 交付を受けようとする補助の額及びその算出根拠

円

4 添付資料

- (1) 運営計画書
- (2) 予算書
- (3) 規約
- (4) 役員（構成員）名簿
- (5) （その他）

申込者は、本件申込みにあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため熊本県警察への照会確認に使用することに同意します。
また、申込者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

事務所の所在地

申込者 団体名

代表者 様

熊本市長

校区自治協議会運営補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申込みのあった 年度運営事業に対する校区自治協議会運営費補助金については、熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助金の目的及び対象となる経費

（目的）

（内容）

2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補 助 金 額 円

3 補助金は、事業終了後、確定された金額を申込みにより交付する。申込みの際には、本書の写しを添付すること。ただし、熊本市補助金等交付規則第11条第2項の規定により、補助金の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

4 交付の条件は、次のとおりとする。

（1） 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（3） 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（4） 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで実績報告書及び運営報告書並びに決算書（又は決算見込書）を市長に提出しなければならない。

（5） （その他）

5 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。

6 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申込者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。

7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第3号（第8条関係）

校区自治協議会運営補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

事務所の所在地

申込者 団体名

代表者

年 月 日付け 発 第 号により補助金の交付決定を受けました校区自治協議会運営事業について、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日

2 活動実施状況（添付資料）

- (1) 運営報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) （その他）

発 第 号
年 月 日

事務所の所在地

申込者 団体名

代表者

熊本市長

校区自治協議会運営補助金交付確定通知書

年 月 日付け発 第 号で通知した 年度運営事業に対する補助金については、熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

校区自治協議会運営補助金 円

様式第5号（第10条関係）

校区自治協議会運営補助金概算交付申込書

年 月 日

熊本市長 （宛）

事務所の所在地

申込者 団体名

代表者

年度校区自治協議会運営事業に係る補助金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

1 補助金概算交付申込額 円

2 補助金の概算交付申込理由

発 第 号
年 月 日

事務所の所在地

申込者 団体名

代表者 様

熊本市長

校区自治協議会運営補助金概算交付通知書

年 月 日付け発第 号で通知した 年度運営事業にかかる校区自治協議会運営補助金
については、熊本市校区自治協議会運営補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

補助金概算交付額 円

（交付の条件）

補助事業終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- （1） 運営報告書
- （2） 決算書又は決算見込書
- （3） （その他）